

新発田市広告付き窓口番号案内表示システム設置運営事業
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本事業は、新発田市役所本庁舎 1 階フロアの市民生活課窓口におけるスムーズな誘導及び混雑緩和、待ち時間の快適化等の窓口サービスの向上を図るとともに、広告事業の実施により、地域経済の活性化と運営経費の削減を目的として、広告付き窓口番号案内表示システムを設置するものである。この要領は、本事業に係る公募型プロポーザル方式の事業者選定に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名

新発田市広告付き窓口番号案内表示システム（以下、「番号案内表示システム」という。）設置運営事業

(2) 事業内容

別紙「新発田市広告付き窓口番号案内表示システム設置運営事業仕様書」のとおり

(3) 事業期間

システム運用開始日から 5 年間とする。

ただし、システム運用開始日までに、機器調整や操作研修等を実施すること。

また、新発田市とシステム設置事業者間で合意したときは、期間を延長することができる。

3 事業費用

事業者は、民間企業等から広告主を募集し、モニターに広告を掲載することで得られる収入により、システム及びモニター（以下「機器等」という。）の設置、維持管理及び撤去等の経費を賄うものとし、新発田市は一切の費用を負担しないものとする。

※設置には自らの機器等を設置するための配線工事等を含む。

4 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加表明書の提出日において、法令違反を理由として新潟県知事から指名停止を受けている者又は新発田市長から業務等に関し、指名停止若しくは入札参加回避の措置を受けている者でないこと。
- (3) 事業者、事業者の役員又は従業員が過去から現在にかけて暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。）、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与したりしていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく、更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- (7) 参加申込日までに、国又は地方公共団体において本事業と同様の機器を納品した実績が3件以上あること。
- (8) 番号案内表示システムや広告モニターの不具合等、緊急時に速やかに点検及び修理を行うため、新潟県内にサービス拠点（本社、支店又は営業所）があり、職員が常駐していること。

5 スケジュール

内容		期間
1	事業の公告	令和6年6月4日（火曜日）から
2	参加表明書の受付期間	令和6年6月4日（火曜日）から 令和6年6月13日（木曜日）午後3時まで
3	質問受付期間	令和6年6月4日（火曜日）から 令和6年6月13日（木曜日）午後3時まで
4	質問の回答	令和6年6月18日（火曜日）まで
5	企画提案書等の提出期限	令和6年6月25日（火曜日）午後3時まで
6	プレゼンテーション 及びヒアリング	令和6年7月18日（木曜日）
7	選定結果の通知	令和6年8月に通知予定
8	協定の締結	令和6年8月に締結予定

6 プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次により必要書類を提出すること。

提出書類 (各1部)	①	様式1「簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書」
	②	様式2「誓約書」 ※本市の入札参加資格名簿に登録済みの場合は不要
	③	様式3「会社概要」
	④	様式4「業務実績確認書」

	⑤	様式 5 - 1 「業務実施体制」
	⑥	登記事項証明書（写し可。3 か月以内のもの） 法務局が発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
	⑦	納税証明書（課税対象団体のみ）※提出日において可能な限り直近のもの ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙 9 号書式その 3 の 3） イ 本社所在地の「都道府県税の未納がない」証明書 ウ 本社所在地の「市町村税の未納がない」証明書
	⑧	直近 2 か年間分の貸借対照表及び損益計算書
提出方法	持参又は郵送 （持参）受付時間：平日の午前 9 時から午後 3 時まで （郵送）配達確認できるものに限る。提出期限日までに必着のこと。必ず電話で郵送した旨を連絡すること。	
提出先	〒957-8686 新潟県新発田市中央町3-3-3 新発田市 市民生活課 電話：0254 - 22 - 3030	
提出期限	令和 6 年 6 月 13 日（木曜日）午後 3 時まで（必着）	

7 質問の受付及び回答

参加表明書兼誓約書等を提出した事業者は、本プロポーザルについて質問がある場合は、以下により質問書を提出すること。

なお、受付期限までに到着しなかった質問及び口頭による質問については、いかなる場合であっても回答しない。

提出書類	様式 6 「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」
提出方法	電子メールで提出すること。 ※電子メール以外の方法による質問は受け付けない。 ※複数の質問がある場合は、適宜行を追加し、1 枠に 1 件の質問を記載すること。
提出先	新発田市 市民生活課 電話：0254 - 22 - 3030 電子メール：shimin@city.shibata.lg.jp ※電子メール送信後、提出先に電話で受信を確認すること。
受付期限	令和 6 年 6 月 13 日（木曜日）午後 3 時まで
質問の回答	参加表明書兼誓約書を提出し、プロポーザルに参加する全員に、

	令和6年6月18日（火曜日）までに質問者名を伏して電子メールにより回答する。
--	--

8 参加表明書兼誓約書提出後の辞退について

「簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書」提出後にプロポーザル参加を辞退する事業者は以下によりプロポーザル参加辞退届を提出すること。

提出書類	様式7「プロポーザル参加辞退届」
提出方法	持参又は郵送 (持参) 受付時間：平日の午前9時から午後3時まで (郵送) 配達確認できるものに限る。提出期限日までに必着のこと。必ず電話で郵送した旨を連絡すること。
提出先	〒957-8686 新潟県新発田市中心町3-3-3 新発田市 市民生活課 電話：0254 - 22 - 3030
提出期限	令和6年6月24日（月曜日）午後3時まで（必着）

9 企画提案書等の提出

「参加表明書兼誓約書」を提出した事業者は、次により企画提案書等を提出すること。

提出書類	①	様式8「企画提案書表紙」
	②	様式任意「企画提案書」
	③	様式任意 別紙1「番号案内表示システム機器等仕様書」
提出部数	・ 正本1部、副本5部 ・ 電子媒体（CD-Rに保存したもの1部） ※電子データのファイル形式は、PDFフォーマット形式とすること。	
提出方法	持参又は郵送 (持参) 受付時間：平日の午前9時から午後3時まで (郵送) 配達確認できるものに限る。提出期限日までに必着のこと。必ず電話で郵送した旨を連絡すること。	
提出先	〒957-8686 新潟県新発田市中心町3-3-3 新発田市 市民生活課 電話：0254 - 22 - 3030	
提出期限	令和6年6月25日（火曜日）午後3時まで（必着）	

10 企画提案書及び各種書類の作成方法及び留意事項

(1) 全般

- ア 企画提案書及び関係書類は9「企画提案書等の提出」の項目「提出書類」の丸番号順に並べ、簡易製本（A4サイズ）すること。
- イ 使用する様式は、別に定めのある場合を除き、既定の様式を使用すること。
- ウ 提案書は6部（正本1部、副本5部）提出すること。なお、副本5部については、事業者が特定できないように加工すること。

(2) 様式8「企画提案書表紙」

必要事項を記載の上、必ず代表者印を押印すること。

(3) 様式任意「企画提案書」

次の事項をもれなく記載すること。

- ア 企画提案（番号案内表示システム機器、広告モニター等）の概要
機種、性能等を記載すること。
- イ 番号案内表示システム機器及び広告モニターの設置方法
機器台数及び配置図を記載すること。
- ウ 既存機器類の撤去の方法
- エ 契約終了時における原状復帰の方法
- オ 番号案内表示システム及び広告モニターの保守、維持管理の体制（緊急時の対応を含む）
システム保守の内容や緊急時の対応、連絡体制等
- カ 民間企業等の広告の募集方法
募集方法や市内業者を優先した確保、広告料金や枠数の設定、広告主の継続確保
- キ 契約期間中に広告主が集まらない場合の考え方（本業務の継続性について）
- ク 民間企業等の広告及び行政情報の放映方法並びに行政情報の作成方法
表示する広告のイメージや工夫等
- ケ 民間企業等の広告の審査及び確認体制
広告掲載基準に基づく審査体制（仕様書に記載があるもの以外で規制される広告があれば、その内容と規制理由等を記載すること。）
- コ 番号案内表示システム及び広告モニターに関する市職員への研修体制
研修の日程や内容、講師等
- サ 運用開始日までのスケジュール
- シ その他の提案、工夫など（提案等がある場合）
今後の業務増加を踏まえ、仕様書に規定する機器等について、追加設置が可能な台数

(4) 留意事項

- ア 参加者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確、錯誤等による異議の申立てを行うことはできない。
- イ 企画提案書等について、提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合は本プロポーザルに参加できない。ただし、公共交通機関のダイヤの乱れにより、提出期限を過ぎたものは、遅延が参加者に起因するものではなく、かつ公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合のみ受け付けることとする。
- ウ 提出期限以降の企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 企画提案書等の提出は、1 参加者当たり 1 提案のみとする。
- オ 企画提案書等に記載された内容は、市の費用負担を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- カ 企画提案書等の内容について、本市から問合せを行う場合がある。問合せを受けた場合には、速やかに回答すること。

1.1 プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容を確認するため、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 日程（予定）

令和 6 年 7 月 18 日（木曜日）

（※企画提案書等を提出した全参加者へ後日時間を連絡）

(2) 会場

調整中（※企画提案書等を提出した全参加者へ後日連絡）

(3) 実施方法

- ア プレゼンテーション（30分以内）※
- イ 質疑応答（10分程度）
- ※ プレゼンテーションが終了していない場合でも、設定時間を経過した時点で終了すること。

(4) 留意事項

- ア プレゼンテーションの日程及び準備等方法については企画提案書等を提出した全参加者に対して、企画提案書の提出期限後に通知する。
- イ 既に提出された企画提案書等の差し替え、追加は認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。
- ウ 参加者のプレゼンテーションへの出席者総数は 3 名以内とする。
- エ 本市はパソコン及び通信回線は用意しないため、参加者が用意すること。ただし、電源、プロジェクタ、CRT ケーブル、HDMI ケーブル及びスクリーンは本市で用意する。また、本市で用意したものではなく、参加者が用意したものを使

- うことを許可する。その際は、本市に事前に連絡をすること。
- オ 機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付け時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。
- カ 必要に応じて、ヒアリングを実施する場合がある。ヒアリング方法については、参加者に別途連絡する。
- キ プレゼンテーション及び質疑応答の内容は録画、録音する。なお、プレゼンテーション・ヒアリングにおいて参加者が発言した企画提案内容は、原則として業務に反映する。
- ク 審査は非公表とする。

1.2 最優秀者の選定

(1) 選定方法

本市の職員等で組織する選定委員会において、提出された応募書類の内容等の書類審査及びプロポーザルを実施のうえ、評価基準により審査し、最優秀者を選定する。

(2) 選定評価基準

提出された企画提案書は、次の項目の①から⑧に応じて選定委員会委員がそれぞれ評価を行う。

評価項目	評価事項	配点
①企画提案の概要（システム・機器等の質）	番号案内表示システム機器、広告モニター等の機種及び性能について	15
②番号案内表示システム及び広告モニターの設置	番号案内表示システムについて、条件に沿った機能が確保されているか 番号案内表示システム及び広告モニターの設置について、機器設置の安全性や、仕様の拡張性、設定機能の柔軟性は備わっているか	25
	既存の機器の撤去方法は適切か	
	契約終了時における原状復帰の方法について	
③番号案内表示システム及び広告モニターの保守、維持管理体制	システム及び機器の運用、保守、維持管理体制は十分か（人数・資格・技術者の実績等）	10
	システム保守の内容や緊急時の対応体制及び連絡体制は整っているか	
④広告主の募集方法等	民間企業等の広告主について、地元企業を考慮し確保できるか	10

	広告料金や枠数の設定について	
	広告主の継続した確保はできるか	
	契約期間中に広告主が集まらない場合の対処について考えられているか	
⑤広告及び行政情報の掲載	広告及び行政情報の放映方法が適切か	10
	行政情報作成は、容易に作成できるような仕組みになっているか。	
	市民が目にするモニターの見やすさ、表示する広告の掲載の工夫について	
⑥広告の審査及び確認体制	民間企業等の広告内容についての審査及び確認体制は十分か	10
⑦市職員への研修体制	市職員への研修体制は適切な時期、内容で行われる予定か	10
⑧スケジュールの計画及び追加できる機器等	提案スケジュールの計画について	10
	その他本市に有益な独自提案、工夫がされていることはあるか	
合 計		100

1 3 選定結果通知

- (1) 選定結果は、参加者全員に通知する。
- (2) 不採用の通知を受けた参加者は、通知を受けてから起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）にその理由の説明を書面で求めることができる。
- (3) 審査結果の公表
審査結果については、協定の相手方を決定した後、本市ホームページで公表する。

1 4 事業者の責務

- (1) 番号案内表示システムの所有権は、第三者が所有権を有するものを除き事業者に帰属するものとし、同システムを運用するための維持管理等については、事業者がその責を負う。事業者は、総合窓口開設時間において、故障、破損等、同システムにトラブルが生じた場合は同日に対応できるよう体制を整備するとともに、有事の際は速やかに対応すること。
- (2) 事業者は、広告モニターで放映する企業等の広告等の内容について、一切の責任を負うものとする。
- (3) 事業者は、広告の放映までに広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでな

いことを確認し、広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の措置を講じなければならない。

- (4) 事業者は、広告の放映において、市の定める期限までに広告の出力見本を提出し、事前審査を受けなければならない。
- (5) 事業者は、広告又は広告に係る営業行為について第三者から被害等の申立てがなされたときは、事業者の責任及び負担において解決しなければならない。
- (6) 事業者は、番号案内表示システム又は広告に起因して市に損害を生じさせた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 事業者は、番号案内表示システム及び広告に関する一切の権利について、第三者へ譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。
- (8) 協定期間の満了又は協定の解除に伴う番号案内表示システム関係機器の撤去等については、事業者がその責を負う。
- (9) 事業者は、市との協定期間が満了したとき又は協定が解除されたときは、事業者の負担により速やかに広告用モニターを撤去すること。

15 その他留意事項

- (1) このプロポーザル及びヒアリングの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は理由のいかんに関わらず返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザルの結果の報告等に必要となる場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (4) 提出書類に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) 提出書類は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、新発田市情報公開条例（平成14年新発田市条例34号）に基づき公開する。
- (7) 失格事項
 - ア 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
 - イ 提出書類に不備があった場合
 - ウ 提案内容に虚偽の記載があった場合
 - エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合
 - オ 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 本プロポーザルに関して、本市への問合せ等の接触は、本要領で定めた質問方

法を除き、審査終了まで禁止する。

(9) 提案する事業者が1者のみの場合においても、審査を行うものとする。

16 各種手続き

広告モニター・番号表示システムの設置に当たっては、下記の手続きを必要とする。

新発田市行政財産目的外使用許可

使用料は年額を一括して使用許可書の交付とともに発行する納入通知書により、市が指定する期限までに納入するものとする。

17 問合せ先

新発田市 市民生活課

住所：〒957-8686 新潟県新発田市中心町3丁目3番3号

電話：0254-22-3030

電子メールアドレス：shimin@city.shibata.lg.jp

18 添付資料

仕様書

機器配置図（本庁舎1階）

窓口業務・動線

1_参加申込書類等

様式1 「簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書」

様式2 「誓約書」

様式3 「会社概要」

様式4 「業務実績確認書」

様式5-1 「業務実施体制」

2_質問書

様式6 「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」

3_企画提案書等

様式8 「企画提案書表紙」

4_辞退届

様式7 「プロポーザル参加辞退届」

5_新発田市広告掲載要綱

6_新発田市行政財産使用料徴収条例

※ 5、6については市ホームページ「新発田市例規集（外部リンク）」参照